

30土(技)第 39 号  
平成30年4月12日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

建設工事現場における安全管理の徹底について

建設工事現場における安全管理については、機会あるごとに注意喚起しており、直近では平成30年2月5日付け29土第687号により県発注工事における労働災害防止対策の徹底について通知したところですが、通知後約2か月の短期間に多数の労働災害事故が発生したことは誠に遺憾であります。

については、貴会員（組合員）に対し、先の通知の主旨を今一度ご理解いただき、改めて建設工事現場における安全管理の徹底について、ご指導いただきますようお願いします。

(写)

29土第687号  
平成30年2月5日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

### 県発注工事における労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働災害については、日頃から共通仕様書や労働安全衛生法をはじめとする関係法令等に則り発生防止に努めていただいているところではありますが、最近、県発注工事の建設工事現場等における労働災害事故が多発しており、特に今年に入っては1か月の間で既に6件もの労働災害事故が発生し、看過できない事態となっております。

また、足場等からの墜落防止に関しては、平成29年6月30日付29土(技)第262号通知により安全管理の徹底をお願いしたところですが、上記6件中4件が足場等からの墜落によるものであったことは、誠に遺憾であります。

については、貴会員（組合員）に対し、下記の事項について周知徹底を図るとともに、改めて労働災害防止対策の徹底についてご指導いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 工事中の安全確保のため、共通仕様書や労働安全衛生法をはじめとする関係法令等を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- 2 特に足場等からの墜落防止措置については、関係法令等に基づき必要な措置の実施を徹底するとともに、措置が講じられてない状況での作業の実施は厳に慎むこと。
- 3 労働災害が発生した場合は、事故の程度を問わず、共通仕様書に基づき監督員に連絡するとともに、関係法令違反等につながる場合もあることから、独自に判断することなく、必ず警察署及び労働基準監督署に対して報告し見解を確認すること。